

広島県告示第一百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によつて、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成二十年三月二十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十年三月十三日

広島県知事 藤田雄山

一般国道 二 路線名 三 道路の区域		
一九一号		
区間		
先まで	山県郡安芸太田町大字上殿字地獄谷七〇番一地 先から 山県郡安芸太田町大字上殿字地獄谷七〇番一地	
新	旧	の新別旧
四・〇〇 三八・〇〇～四	○三五・五〇～四	敷地の幅員 (メートル)
一五・〇〇	一五・〇〇	延長 (メートル)
拡幅		備考